

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」
2. 日時：令和2年5月14日(木) 13時50分～14時30分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)  
古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、真田安全審査官、藤田安全審査専門職  
日本原燃(株)  
再処理事業部 部長 他13名
5. 要旨
  - (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)に関し、申請書の構成、申請方法等について、当日提出資料に基づき説明を受けた。
  - (2) 原子力規制庁から主に以下の点を伝えた。
    - 重大事故等対処施設などの再処理施設本体と使用済燃料受入れ・貯蔵施設の両方に関係する設備・機器について、どちらの施設に関連させて申請するのか、また、原子炉等規制法第45条の第1項と第2項のどちらに基づいた申請とするのか、それらの考え方を整理して説明すること。
    - 技術基準等への適合性を確保するための設計対応の整理において用いる様式類について、引き続き整理を進め、説明すること。
    - 仕様表の作成対象の設備の選定の考え方を整理して説明すること。
    - 新規制基準において要求事項に変更のない項目(臨界、閉じ込め等)についても基本設計方針を整理すること。
    - 審査対象の物量感を把握するために、類似の設備がどれくらいの数量あるのか類型化した上で、整理して提示すること。
  - (3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

## 6. その他

### 提出資料

「新規制基準に伴う設工認申請について」